# コーポレート・ガバナンス基本方針

## 基本的な考え方

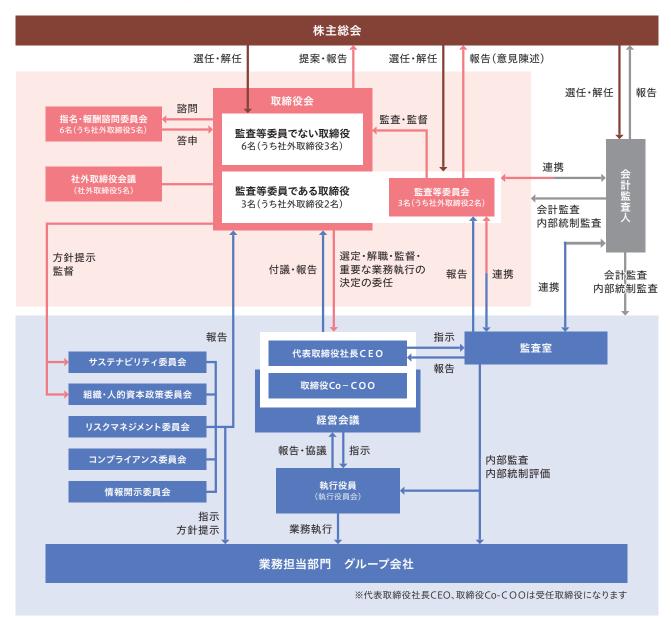
67

ツムラグループは、事業を行う上での原理・原則・理法 であるプリンシプル「順天の精神」と、究極的に成し遂げ る事業の志であるパーパス「一人ひとりの、生きるに、活 きる。| を掲げ、経営理念「自然と健康を科学する|、企業 使命「漢方医学と西洋医学の融合により世界で類のない 最高の医療提供に貢献します」、これら基本理念に基づく 経営を実践しています。持続的な成長と中長期的な企業 価値の向上を図り、経営の健全性・透明性・公正性を確 保し、迅速・果敢な意思決定を行うため、コーポレート・ ガバナンスの強化に努めることを基本方針としています。

2017年6月より、取締役会の監督機能をより一層強化 すべく、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に 移行しています。経営の監督と執行の分離、取締役会構 成員の過半数に社外取締役を選任することなど、経営監 督機能の強化、経営体制の革新に努め、今後も「経営の 透明性の確保 | 「経営の効率性の向上 | 「経営の健全性の維 持しが実行できる体制の整備を継続して進めていきます。

□ 「コーポレート・ガバナンス基本方針」の詳細は、コーポレートサイトをご参照ください https://www.tsumura.co.jp/sustainability/governance/

## コーポレート・ガバナンス体制図(2023年6月29日時点)



# 各委員会の2022年度の議論テーマ

#### 取締役会

(開催回数:18回、議長:加藤 照和)

- ・第1期 中期経営計画の進捗状況確認
- ・中国事業ビジネスにおける進捗モニタリングとフォローアップ
- ・パーパス・理念を体現する経営人財の養成
- ・戦略投資案件の進捗状況確認(設備・R&D・M&A・DXを 含めたシステム投資 など)
- ・取締役会の実効性評価および重点テーマの策定
- ・グループ会社のガバナンス強化に向けた議論
- ・情報開示の充実 など

#### 指名・報酬諮問委員会

(開催回数:8回、委員長:松井 憲一\*)

- ・株主総会に付議する取締役の選任・解任議案
- ・取締役会に付議する代表取締役の選定・解職原案
- ・取締役会に付議する執行役員の候補者原案
- ・取締役および執行役員の選定方針、選定手続き
- ・取締役および執行役員の個人別報酬額原案 ・役員報酬の構成を含む方針、決定手続き など

取締役会議題の事前説明

- ・取締役会の実効性評価のフォローアップ

(開催回数:13回、議長:松井 憲一\*)

(開催回数:17回、委員長:大河内 公一\*)

・経営会議案件の説明

監査等委員会

・監査方針・計画

・会計監査人の再任、報酬

・ホットライン相談状況 など

・株主総会の議案内容

・監査報告書の作成

社外取締役会議

- ・中国事業ビジネスにおける進捗報告
- ・重要課題に対する討議 など

\*2023年6月29日開催の株主総会終結をもって退任

# 取締役の多様性に対する考え方

ツムラグループは、社会からの要請や市場環境の変化に 合わせ、長期経営ビジョンや中期経営計画を策定し、そ の実現に向けてさまざまな施策に着手してきました。中で も、当社グループの価値創造サイクルとともに、経営の土 台であるコーポレート・ガバナンスについては、常に正し くスピーディーな決断をするための体制を追い求め、進化 させてきました。

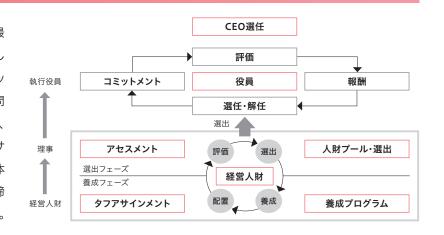
現在では、取締役の過半数が社外取締役であり、企業 経営の経験者や弁護士、公認会計士など、多様な視点か ら重要事項への意思決定を行い、社内取締役の知見だけ で判断することがないよう、実効性の高いガバナンス体制 を構築しています。

今後も、持続的な成長を実現するために、コーポレート・ ガバナンスの強化に取り組み続けていきます。



### サクセッションプラン

ツムラは、経営トップ (CEO) 選定を、最 も重要な意思決定事項の一つとして認識し ており、指名・報酬諮問委員会は、サクセッ ションプラン (後継者育成計画) 案の諮問 を受け、取締役会に答申しています。次期、 経営トップ (CEO) の育成に向けて、右記サ イクルを回し、コーポレート・ガバナンス体 制の充実・強化、実効性向上のため、取締 役会では、適宜、監督、意見具申しています。



TSUMURA Integrated Report 2023 **68**